

9

口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用する事業場の申告書について

口座振替を利用する方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用する場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止となった事業場は、口座振替の対象とはなりません。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には納付書による納付が必要になります。詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。

※労働保険の主な事業廃止事由

- ①事業場を廃止する場合/②雇用する労働者が0人になった場合/③労働保険継続一括事業場の被一括事業場となる場合/④労働保険の事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号（第24条 第25条 第33条関係）(用)(1)

●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 増加 増加 増加 保険料 申告書
31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 1 ※入力微定コード 1
①都道府県所掌 管轄 基幹番号 枝番号 (項1)
②労働保険番号 XX301000001-000 (項2)
③増加年月日 (年月) (元号:令和) (項3)
※事業廃止理由 (年月) (元号:令和) (項4)

継続事業 (一括有期事業を含む)
提出用
令和3年 月 日
あて先 〒

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

口座振替

領収済通知書 労働保険 国庫金
30841 ※取扱序名 ※取扱序番号 (記入例) ¥0123456789
※CD 金一部
※証券受領 金一部
※会計年度(元号:令和は9) ※散定年度(元号:令和は9) ※収納年月日(元号:令和は9)
元号 - 年度 (項1) 元号 - 年度 (項2) 元号 - 年度 (項3) 元号 - 年度 (項4)
※収納区分 ※機関 認決区分 ※徴定 ※アーティクル指示コード
※内証券受領 円
内訳 1般拠出金
※7月10日以降、現年度歳入組入
内訳 1般拠出金
※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。 千 百 十 円
納付額 (合計額) 上記の合計額を領収しました。
あて先 〒 領収日付等

※第3片裏面の注意事項をよく読み、太線の枠内を記入して下さい。
※この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

* * * * 【口座振替のお知らせ】 * * * *
口座振替を申込みいただいているので、この申告書は金融機関で受付できません。
7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。 内全期・第1期口座振替日は、9月6日です。
※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。 千 百 十 円

(住所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都
〇〇区〇〇〇
〇丁目〇番地〇〇
(氏名) 株式会社
〇〇興業

殿

〔口座振替に関するQA〕

Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。

A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。

口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いします。